

## 田村市公告第 127 号

田村市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和 6 年 5 月 20 日

田村市長 白石 高司

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 田村市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務委託
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日まで
- (3) 契約限度額 3,828,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件について、全て満たす者とする。  
なお、委託業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に再委託してはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 国又は地方自治体から指名停止処分を受けていない者。
- (3) 国又は地方税を滞納していない者。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 田村市の入札参加資格名簿に登録されている者、又は、入札参加資格登録を申請し、審査を受け適格と認められる者。
- (8) 過去 5 年以内（平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）において、県内自治体の人口ビジョン・地域創生総合戦略の策定業務実績を有しており、確実に業務を履行できるものであること。

### 3 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/deziden-proposal.html>

#### 4 スケジュール

項目	日程等
業務委託の公告（公募開始）	令和 6 年 5 月 20 日(月)
質問書の提出期限	令和 6 年 5 月 27 日(月) 午後 5 時まで
参加申込書の提出期限	令和 6 年 6 月 3 日(月) 午後 5 時まで
参加資格要件確認結果通知	令和 6 年 6 月 5 日(水)
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 6 月 14 日(金) 午後 5 時まで
一次審査（書類審査）結果通知	令和 6 年 6 月 20 日(木)
二次審査（プレゼンテーション）実施	令和 6 年 6 月 26 日(水)
二次審査（プレゼンテーション）結果通知	令和 6 年 6 月 27 日(木)

※ 応募状況その他の理由により、日程が変更となる場合があります。

#### 5 審査方法

「田村市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務委託審査委員会」において、審査基準に基づき、提出資料の書面審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最高得点を得た事業者を最優秀提案者とし、2番目に高い者を次点者とする。

ただし、最高得点を得た事業者が複数ある場合は、高く評価した審査委員数により決定する。

また、審査委員数も同数の場合は、各項目の最高点の総数により決定する。

#### 6 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての企画提案者に通知するとともに、田村市ホームページ上で公表する。

#### 7 その他

本業務に関する詳細は、田村市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務委託公募型プロポーザル実施要領に定める。

#### 8 問合せ先

田村市 総務部 企画調整課 担当：松崎、吉田  
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2  
TEL：0247-61-7615 FAX：0247-81-2522  
電子メール：[kikaku@city.tamura.lg.jp](mailto:kikaku@city.tamura.lg.jp)